

伊丹市内の個人事業主、小規模法人の皆様へ

※小規模法人…常用従業員数 20 人以下（卸売業、サービス業、小売業は 5 人以下）の法人

令和 2 年 5 月 1 日受付開始

新型コロナウイルスの影響により売上が減少(※)した方へ… 1 事業者あたり最大 **10** 万円

※令和 2 年 3 月以降の 1 か月の売上高が、前年同月比で個人事業主:20%以上、小規模法人 50%以上減少

事業所等賃料補助金

を申請される方は
下記担当へご相談ください。

☎ **072-764-7749** (平日9時~17時30分/5月は休日も対応)

感染拡大防止のため、

郵送での申請にご協力ください!



▶ 事業所等賃料補助金の詳細は市 HP でご案内しております。

<http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/TOSHIKATSURYOKU/SYOKORODO/1583117129559.html>

事業所等賃料補助金の対象・提出書類

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 市内に事業所等を賃借している個人事業主または小規模法人
※小規模法人…常用従業員数 20 人以下（卸売業、サービス業、小売業は 5 人以下）の法人
- ② セーフティネット保証 5 号の指定業種
- ③ 新型コロナウイルスの影響により、令和 2 年 3 月以降の任意の月の売上高が、前年同月比で個人事業主は 20%以上、小規模法人は 50%以上減少していること
- ④ 令和 2 年 1 月 31 日までに納期が到来している市税等に滞納が無いこと

下記の書類をご用意の上、郵送によりご提出ください。

※やむを得ず窓口での提出を希望する場合は市役所 6 階か、伊丹商工会議所（伊丹市宮ノ前 2-2-2）へ

- ① 申請書兼請求書（個人事業主：様式 1-1 号/小規模法人：様式 1-2 号）
（市 HP からダウンロードできます）
- ② 賃貸借契約書の写し
- ③ 令和 2 年 3 月以降の賃借料が分かる書類の写し（確定申告書、領収書、口座振込等の写しなど）
- ④ 補助金振込先の通帳の写し（金融機関コード、店番号、口座名義、口座番号が確認できるもの）
- ⑤ 業種及び従業員数が分かる書類の写し
- ⑥ 令和 2 年 3 月以降の任意の月の売上高が分かる書類の写し
- ⑦ 前年同月の売上高が分かる書類の写し

申請期限:令和2年7月31日 必着

本補助金に関する
お問い合わせ・申請書送付先

▶ 伊丹市商工労働課 事業所等賃料補助担当
〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1-1

※やむを得ず窓口での相談を希望する場合は市役所 6 階へ